

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団軽スポーツ用具等貸出手順

1 電話で予約（群馬県長寿社会づくり財団 電話：027-255-6511）

原則として、貸出を受けようとする日の属する月の6か月前の初日（土日、祝日にあたる場合は翌平日）から予約を受け付けます。

借用したい期間、軽スポーツ用具等（以下「貸出用具」という。）が決まりましたら、電話で貸出状況をご確認のうえ、予約をしてください。貸出期間は、原則14日以内とします。

貸出用具：健康マージャンセット（手積み）、ペタンク、スカイクロス

2 申請書の提出

貸出日の当日、又は貸出日までに、「軽スポーツ用具等貸出登録申請書」及び「軽スポーツ用具等使用許可申請書」を記入して、当財団に持参してください。

2回目以降は、「軽スポーツ用具等貸出登録申請書」の提出は不要です。

3 貸出

当財団事務所で貸出用具の貸出を行います。その際、本人であることを確認できる顔写真付きの公的書類（自動車運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。

事前に貸出日時を電話連絡のうえ、来所してください。

4 返却

ご使用が終わりましたら、貸出用具を消毒し、貸出時の状態に戻して期日までに当財団に返却してください。返却時に貸出用具の確認をさせていただきます。

事前に返却日時を電話連絡のうえ、来所してください。

5 注意点

貸出用具の貸出、返却に要する運搬作業及び運搬費用は、全て使用者が負担してください。

貸出用具を損傷したり、紛失したときは、直ちに当財団へ申し出てください。使用者に責任のある場合は現物弁済していただきます。

6 貸出用具の貸出・返却受付時間

午前9時～午後5時 土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

7 その他

ゲーム機材の使い方や配線のしかたについての説明を希望される方は、貸出時に説明します。

●問い合わせ先●

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 生きがい健康グループ

〒371-8517 前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター5階

電話：027-255-6511 FAX：027-255-6166

eメール：gunshiren@sjc.ne.jp